

新興市場銘柄のお取引に関する説明書

新興市場は、市場ごとに特有の特徴があり、上場基準等も従来の株式市場とは異なっています。そのため、新興市場上場銘柄への株式投資は、従来の株式市場と比べリスク面でも大きく異なるものがあります。新興市場上場銘柄のお取引は、市場ごとの特徴・リスクや下記の事項を十分ご理解いただいた上で、お客さまご自身の判断と責任において行ってください。

(この説明書は、新興市場上場銘柄のリスクをご説明するために作成されており、勧誘を目的とするものではありません。)

新興市場とは

- 研究開発型・ベンチャー企業型等の高い成長可能性が期待される新興企業に資金調達の間を提供する目的で、上場基準が緩和された株式市場のことをいいます。
- 上場基準はそれぞれの市場ごとに異なりますが、既存の金融商品取引所第一部、第二部市場等に比べて、設立後の経過年数、純資産の額、利益の額などは大幅に緩和された内容となっています。
- 従って、新興市場に上場している銘柄には、将来の成長と拡大が期待される分野に属する事業や新たな技術や着想に基づく事業を行う企業が多い一方で、設立後の経過年数が浅く、経営基盤が確立されていない企業も少なくありません。
- 当社でお取り扱いしている新興市場は以下のものです。詳細は、各取引所のホームページ等をご覧ください。
 - ◆東京証券取引所マザーズ市場、JASDAQ市場

新興市場上場銘柄のリスクについて

- 新興市場上場銘柄には、成長期の段階から投資できるというメリットがある半面、収益基盤が確立されていないことなどから、財務体質等の経営基盤が脆弱な会社があります。従って、業績や経営・財務状況等の変化、金融市場等の環境の変化等によって株価が大きく変動し、投資元本を割り込んだり、全額を失う場合があります。**(価格変動リスク・信用リスク)**
- 新興市場上場銘柄の多くは、その企業規模が小さく、流通する株式数も少ないため、価格が一方に大きく変動したり、ご希望とされる時期、数量、価格で売買することが困難となる場合があります。**(流動性リスク)**

新興市場上場銘柄のお取引にあたって

- 新興市場上場会社が公表する各種の開示資料（目論見書、有価証券報告書等の法定開示資料及び決算短信等の適時開示資料等）や会社説明会等により、会社の内容を十分ご理解された上で、お客さまご自身の判断と責任でお取引ください。
- 金融商品取引所等が取引を制限したり、弊社が自主的に売買を制限している場合、ご注文をお受けできないことがあります。また、上場が廃止されると売却の機会を失う場合があります。

なお、売買・決済については、既存の金融商品取引所上場銘柄と同様のお取扱いとなります。

以 上